

温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）

（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（温泉の成分等の揭示）

第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 源泉名
- 二 温泉の泉質
- 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 四 温泉の成分
- 五 温泉の成分の分析年月日
- 六 登録分析機関の名称及び登録番号
- 七 温泉に水を加えて利用する場合は、その旨、その理由及び水道水、井戸水等の別
- 八 温泉に入浴剤又は殺菌剤を添加して利用する場合は、添加した物質の名称及びその理由
- 九 温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由
- 十 浴槽等の温泉利用施設で使用された温泉を再び浴槽等の温泉利用施設で使用する場合は、その旨及び過の実施の有無並びにその理由
- 十一 浴用又は飲用の禁忌症
- 十二 浴用又は飲用の方法及び注意